

○和歌山市営自転車等駐車場条例

昭和58年3月24日

条例第13号

(設置)

第1条 本市は、自転車等の駐車場の需要に応ずるとともに、駐車秩序を確立するため、自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「自転車等」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車並びに道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車をいう。

(名称及び位置)

第3条 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(休止)

第3条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(供用時間)

第3条の3 駐車場の供用時間は、5時から翌日1時までとする。

(車両制限)

第4条 駐車場に駐車できる自転車等の種別は、別表第1の左欄に掲げる駐車場の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

(駐車料金等)

第5条 駐車場の駐車料金の額は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、定期使用（1月（月の初日から末日までをいう。）を単位とする使用をいう。以下同じ。）について、定期駐車券を発行する。

(駐車料金の徴収)

第6条 一時使用（1日1回を単位とする使用をいう。以下同じ。）に係る駐車料金は、自転車等を駐車しようとする者から自転車等を入場させる際に徴収する。ただし、和歌山市営市駅前自転車駐車場及び和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場における一時使用に係る駐車料金については、自転車等を出場させる際に徴収する。

2 定期使用に係る駐車料金は、前条第2項の規定により定期駐車券を発行する際に徴収する。

(駐車料金の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車料金の不還付)

第8条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入場の禁止)

第9条 自転車等が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場へ入れることができない。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(行為の禁止)

第10条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を損傷し、又は滅失すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(指定管理者による管理)

第11条 駐車場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

- (1) 駐車場の出入りの管理に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(損害の賠償)

第13条 何人も、駐車場の施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 駐車場内において駐車場を使用する者に生じた次に掲げる損害については、市は、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 天災その他不可抗力により生じた損害
- (2) 車両相互の接触又は衝突により生じた損害
- (3) 盗難等により生じた損害
- (4) 第3条の2の規定による供用の休止その他の制限に伴い生じた損害
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の責めに帰することができない事由により生じた損害

(放置自転車等の処理)

第 14 条 市長は、使用期間を超えて放置されている自転車等があるときは、当該自転車等を一定期間保管した後、遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）その他法令の規定により処理する。
（規則への委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和 58. 9. 1 施行、規則 49）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和 60 年 7 月 18 日 昭和 60. 9. 1 施行、規則 35）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 28 日）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 31 日）

この条例は、和歌山海南都市計画事業復興土地区画整理事業城北第一工区の換地処分公告があつた日の翌日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 31 日）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 12 月 21 日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 26 日）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 12 月 21 日）

この条例は、平成 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 28 日 平成 6. 6. 1 施行、規則 35）

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 14 日）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 27 日）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 19 日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市営自転車等駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条の 2 第 2 項に規定する指定管理者の指定その他これに係る必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第 13 条及び第 14 条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 8 日）

この条例は、平成 21 年 8 月 22 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 20 日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自転車等を駐車している者に生じた損害については、この条例による改正後の和歌山市営自転車等駐車場条例第 15 条第 2 項の規定は、適用しない。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市営自転車等駐車場条例別表第 2（定期使用に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する定期使用に係る駐車料金について適用し、同日前に徴収した定期使用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 18 日 平成 30. 6. 1 施行、規則 59）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市営自転車等駐車場条例（次項において「新条例」という。）第 6 条第 1 項ただし書及び別表第 2 和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場の項（一時使用に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の 5 時以後に和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場に入場させる自転車等（第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車に限る。以下この項において同じ。）の一時使用に係る駐車料金について適用し、施行日の 1 時以前に和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場に入場させる自転車等の一時使用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表第2 和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場の項（定期使用に係る部分に限る。）の規定は、施行日の属する月以後の月分の定期使用に係る駐車料金について適用する。

附 則（平成30年10月5日 令和元.10.15施行、規則53）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市営自転車等駐車場条例第6条第1項ただし書並びに別表第2 和歌山市営市駅前自転車駐車場の項及び和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の5時以後に和歌山市営市駅前自転車駐車場又は和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場に入場させる自転車等の駐車料金について適用し、施行日の1時以前に和歌山市営市駅前自転車駐車場又は和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場に入場させる自転車等の駐車料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市営自転車等駐車場条例別表第2（定期使用に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する定期使用に係る駐車料金について適用し、同日前に徴収した定期使用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第4条関係）

駐車場名	位置	駐車対象車両
和歌山市営市駅前自転車駐車場	和歌山市屏風丁17番地	自転車
和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場	和歌山市東蔵前丁39番地	第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車
和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場	和歌山市六十谷432番地の19	自転車、第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車
和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場	和歌山市太田1丁目15番9号	自転車、第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車

別表第2（第5条関係）

駐車場名	種類	料金	
		一時使用	定期使用
和歌山市営市駅前自転車駐車場	自転車	150円（入場から出場までの時間が2時間までの場合にあつては、0円）	2,450円

和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場	第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車	220円（入場から出場までの時間が2時間までの場合にあつては、0円）	3,830円
和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場	自転車	150円	2,660円 (屋内) 2,340円 (屋外)
	第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車	220円	3,830円
和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場	自転車	150円	2,660円 (屋内) 2,340円 (屋外)
	第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車	220円	3,830円